

知床世界自然遺産地域多利用型統合的海域管理計画の 策定状況について

1 計画策定の経過等

(1) 策定に至る経緯

- ・平成16年7月 世界遺産委員会の諮問機関である国際自然保護連合(IUCN)が現地調査
- ・平成16年11月 IUCNから政府に対し、海域の保護レベルを高めることなどについて意見が示されたことから、専門家の助言を得て、漁業者をはじめ地域関係者の合意のもとに、今後5年から10年程度を目途に海域管理計画を策定すると回答
- ・平成17年3月 IUCNから政府に対し、海域管理計画の作成促進について見解を求められたことから、海域管理計画を3年以内に策定すると回答
- ・平成17年7月 知床が世界自然遺産に登録された際、世界遺産委員会から、海域管理計画の策定を急ぐよう勧告

(2) これまでの検討経過

- ・平成17年7月～ 知床世界自然遺産地域科学委員会の下に海域ワーキンググループを設置（素案作成まで8回開催）
- ・平成19年3月 海域ワーキンググループの助言等を踏まえ、計画素案を作成
- ・平成19年6月 羅臼町、斜里町において計画素案説明会の開催
- ・平成19年8月 計画原案として取りまとめ
- ・平成19年9月 パブリックコメントを実施（8人3団体から延べ32件の意見）

2 知床世界自然遺産地域多利用型統合的海域管理計画（案）の概要

1 はじめに

(1) 計画策定の背景

- ・ 知床の特徴は、流氷の影響を大きく受ける特異な生態系が見られるとともに、サケ類が河川に遡上し、海洋生態系と陸上生態系の相互関係が顕著
- ・ 海ワシ類など多くの希少種やサケ類、トド等多種多様な海洋生物が生息
- ・ 知床周辺海域は、海洋生物と共存する形で漁業活動が営まれてきた。
- ・ 世界自然遺産登録を契機として、海洋生態系の保全と、漁業や海洋レクリエーションなどの人間活動による適正な利用との両立を将来に亘って維持していくため、統合的な海域管理計画を策定

(2) 計画の目的

遺産地域内海域における海洋生態系の保全と、持続的な水産資源利用による安定的な漁業の営みの両立

(3) 管理対象地域

距岸 3 km までの遺産地域内海域

2 保護管理等の基本的な考え方

(1) 基本方針

- ・ 海洋環境や海洋生態系の保全及び漁業に関する法規制、並びに海洋レクリエーションに関する自主的ルール及び漁業に関する漁業者の自主的管理を基調
- ・ 海洋生態系の保全の措置、主要な水産資源の維持の方策及びそれらのモニタリング手法並びに海洋レクリエーションのあり方を明らかにし、適切な管理を推進

(2) 知床の海洋生態系の概要と保護管理等の考え方

①遺産地域の生態系

- ・ 流氷が溶ける春の初期、プランクトンの大増殖が起きる。
- ・ 植物プランクトンなどから始まる食物網を通して多様な海洋生物が生息
- ・ 大量のサケ類が産卵回帰し、陸域生態系の生物多様性と物質輸送に貢献

②知床海洋生態系の順応的管理

- ・ 知床の海洋生態系は多種多様な生物により構成されており、こうした複雑で将来予測が不確実な生態系については、順応的管理の考え方に基づいた管理が必要
- ・ 生態系に大きな影響力を持つ種や高次捕食者、希少種などの中から、知床の海洋生態系を特徴付けるものを「指標種」として位置付け、継続的な保護管理等を実施

[順応的管理]

- ・ 生態系の構造と機能を維持できる範囲内で自然資源の管理や利用を行うために、変化の予測やモニタリングを実施し、その結果に応じて管理や利用方法の柔軟な見直しを行う管理手法
- ・ 知床周辺海域では、持続的な水産資源の利用による安定的な漁業を維持するため、資源動向の把握に加えて、スケトウダラではTAC制度に基づく漁獲量の制限等、シロザケ、カラフトマスでは人工ふ化放流事業における計画的な種苗の放流など、既に順応的な管理が行われている。

(3) 各種構成要素の保護管理等の考え方

ア 海洋環境と低次生産

知床周辺海域の気象、海象、流氷動態等の各種解析の基礎となる海洋環境や海洋構造及び海洋生態系の指標種などの調査研究やモニタリング調査を行い、その動向・動態を的確に把握する。

イ 沿岸環境

(ア) 海洋汚染

陸域からの汚染物質流出の防止に努めるとともに、突発的な油流出による海洋汚染については、貴重な生態系保全等のため、迅速かつ的確な措置を講ずる。

(イ) 自然景観

自然公園法に基づき、優れた自然の風景地及び生物多様性の保全に努める。

(ウ) 漂流・漂着ゴミ

海洋生態系への悪影響の軽減と沿岸環境の保全のための情報を関係機関が連携して発信するとともに、遺産地域内海域の海岸の漂着物については、ボランティア活動を含む清掃作業を定期的実施するよう努める。

ウ 魚介類

- ・ 知床周辺海域には、サケ類、スケトウダラ、ホッケ、ソイ類、タラ類、カレイ類、頭足類などが多数生息・回遊
- ・ 生態系に大きな影響力を持ち、漁獲量も多く、海と陸とを繋ぐ特徴的な種でもあるサケ類とスケトウダラを指標種として位置付ける。
- ・ 知床周辺海域のモニタリングや各種調査、情報収集に努め、漁業者・漁業団体による自主的な取組を踏まえながら、漁業法や水産資源保護法等の関係法令に基づいて、サケ類やスケトウダラの適切な資源管理と持続的な利用を推進する。

エ 海棲哺乳類

- ・ 知床周辺海域では、鯨類、イルカ類、トド、アザラシ類など多くの海棲哺乳類が確認されている。
- ・ トドは遺産地域内海域の食物網の高次捕食者であり、また、国際的に個体数が減少していると評価されている一方、来遊するトドによる漁業被害も生じていることから、トドを指標種として位置付け、生態や来遊頭数に関する調査・研究、及び混獲頭数の把握等に基づき、漁業法等による採捕制限のもとで管理を行う。
- ・ アザラシ類も食物網の高次捕食者であり、遺産地域内海域を繁殖場と採餌海域としていること、漁獲物の捕食などの漁業被害が増加していることなどから、アザラシ類を指標種と位置付け、来遊状況や漁業被害状況の調査をすすめる、鳥獣保護法に基づく保護管理を行う。

オ 海鳥・海ワシ類

- ・ 知床半島及びその周辺海域には、海域を利用する鳥類が多数確認されている。
- ・ ケイマフリは、繁殖個体数が減少傾向にあり、慎重にモニタリングを行う必要があること、オオセグロカモメ・ウミウについては、遺産地域沿岸部で多数繁殖している主要な海鳥類であることから指標種として位置付ける。
- ・ これら海鳥類については、各種調査や情報の収集を行い、鳥獣保護法に基づく適切な保護管理を行う。
- ・ オオワシ、オジロワシは知床の海洋生態系における高次捕食者であり、また、希少種保護の観点から慎重にモニタリングする必要があることから指標種として位置付け、種の保存法に基づく保護増殖事業計画に沿って、生息実態調査や渡りルートの把握などを行い、厳格な保護管理を行う。

カ その他

- ・ レクリエーション利用が海鳥や海棲哺乳類に悪影響を与えないよう、また地元の基幹産業である漁業の操業への支障が生じないよう、継続的に利用状況を把握しな

がら、国、道、地元町など関係機関が関与する利用ルールにより対応するとともに、その普及啓発に努める。

3 保護管理措置等

(1) 海洋環境と低次生産

- ・ 海洋生態系を支えている海洋環境と動・植物プランクトンなどの低次生産については、物理・化学・生物環境についての海洋調査や、流氷の動向、寒流や暖流の季節・経年変化などについてのモニタリングを行う。
- ・ 調査研究を推進するに当たっては、関係行政機関や調査研究機関、漁協などをはじめとする地元関係者が連携・協力し、観測体制や調査研究成果に関する情報交換などの充実を図る。
- ・ これら調査研究等の成果に基づき、遺産地域内海域の海洋環境の変動を捉えるとともに、海洋生態系の変化の予測に努め、その結果を海洋生態系の保全及び持続的漁業の営みのために活用する。

(2) 沿岸環境

ア 海洋汚染

- ・ 海洋汚染については、各種法制度に基づき海洋汚染の防止措置を講ずるとともに、万一事故が発生した場合には国や道、町など関係機関が協力して、迅速かつ的確に流出油を回収・除去し、海洋生態系の保全に努める。
- ・ サハリンの石油開発に伴う北海道北東部沿岸の海洋汚染の現状把握を目的として実施されている海水及び海底堆積物の石油・カドミウムなどの分析調査を引き続き実施する。

イ 自然景観

- ・ 遺産地域の海岸及び海域については、自然公園法に基づき、風致景観保護などのために一定の行為を規制しており、定期的に巡視を実施するとともに、利用状況や自然環境の状況を的確に把握し、利用者の指導や違反行為の取締りを行う。
- ・ 知床国立公園の公園区域や公園計画については、社会状況の変化を踏まえ、科学的知見等に基づき概ね5年ごとに見直しを行う。

ウ 漂流・漂着ゴミ

- ・ 遺産地域内海域における漂流・漂着ゴミの現状や取り組みについて、ビジターセンターをはじめとする遺産地域に関連する各施設等に加え、ウェブサイト等も活用して、情報提供及び普及啓発を行う。
- ・ 現状把握に努めるとともに、関係行政機関の連携・協力のもと、地元自治体や、NPO等によるゴミ拾いボランティア活動等とも協力・連携し、自然環境に配慮しつつ、定期的に清掃を行う。

(3) 指標種

次の指標種を対象として、モニタリングを行いつつ、順応的管理の考え方に基づいた継続的な保護管理等を実施していく。

ア サケ類

- ・ 自然産卵魚の遡上を確認するとともに、河川工作物による遡上障害を実行可能な範囲で回避する。
- ・ 採捕の禁止措置や人工ふ化放流事業により、サケ類の適切な資源の管理と持続的な利用を推進するとともに、自然産卵魚の個体群維持のために、回遊・遡上・産卵に関する生物モニタリングや集中調査を定期的に行う。

イ スケトウダラ

- ・ 「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」に基づき採捕量の上限の設定や関係漁業団体が締結している資源管理協定による未成魚の保護措置、地元関係漁業者による産卵親魚を保護するための操業の自粛期間や区域の設定、刺し網の網目制限などの自主的な管理が行われており、今後とも、漁業関係法令に基づく措置や漁業者・漁業団体等の自主的な取組みにより、適切な管理と持続的な利用を推進する。
- ・ 根室海峡におけるロシアトロール船の同一系群の漁獲により、漁業資源及び海域生態系への影響が懸念されており、各種会議や研究者間のネットワークを通じて、今後とも可能な限りロシアの資源管理等に関する情報収集等を行っていくとともに、海洋生態系保全等に関する情報交換や必要な働きかけを行っていく。

ウ トド

- ・ 漁業法に基づき、北海道全体の採捕数の制限のもとで管理が行われており、知床周辺海域においても、この管理制度のもとで来遊状況や漁業被害の状況を踏まえて、トドの管理が行われている。
- ・ 採捕数については、北海道沿岸への来遊頭数のデータに基づき算出しており、また、そこに来遊するトドの生態、来遊頭数などの調査・研究や漁業被害状況の把握がなされている。
- ・ 今後とも、これらの取組みの充実を図ることにより、科学的知見に基づいた順応的管理を推進し、漁業被害の軽減と個体群維持に努める。

エ アザラシ類

- ・ 遺産地域内海域におけるアザラシ類の生息実態等の長期的なモニタリングや漁業被害調査を実施するとともに、鳥獣保護法に基づく捕獲許可制度の適切な運用を図り、その保護管理を推進する。

オ ケイマフリ・オオセグロカモメ・ウミウ

- ・ 生息状況等各種調査の実施や情報の収集を行い、鳥獣保護法に基づき適切な保護管理を推進するとともに、特にケイマフリについては、繁殖個体数の減少を回避する。

カ オオワシ・オジロワシ

- ・ オオワシ・オジロワシは種の保存法に基づく国内希少野生動植物種及び文化財保護法に基づく天然記念物に指定され、捕獲や殺傷、譲渡が禁止されており、今後とも、これらの法律に基づき厳格な保護管理を推進する。
- ・ 種の保存法に基づき策定した保護増殖事業計画に沿って、全道的な渡りルートの解明や行動生態等のモニタリング、傷病個体の救護等の各種保護増殖事業を実施するとともに、研究者等が既に継続的に実施している営巣地・繁殖状況の調査等とも協力・連携し、定期的開催される野生生物保護対策検討会オオワシ・オジロワシ保護増殖事業分科会においてそれらの結果を検討しながら、個体数の増加に資する順応的な保護管理措置を講じていく。

(4) その他の構成要素

- ・ 遊漁船や観光遊覧船の運航にあたっては、海鳥・海棲哺乳類や漁業活動等への影響が出ない航路を遵守するよう引き続き求めていく。また、動力船やシーカヤックによる利用にあっても、これらへの悪影響が生じないよう一定の利用の心得の下で行うよう、今後とも関係機関等と協力・連携し指導を徹底する。
- ・ 動力船による知床岬の陸域への上陸禁止の指導を徹底・強化する。
- ・ その他、水上バイク、ダイビングや冬季の流氷上での体験活動など海岸のレクリエーション利用についても、今後利用状況を継続的に把握しながら具体的な取扱方針を検討する。

4 管理体制と運用

(1) 計画の推進管理

- ・ 環境省や北海道をはじめとする関係行政機関、漁協などの関係団体及び試験研究機関等が、相互の密接な連携協力のもと、それぞれが取り組んでいる遺産地域の海洋生態系の保全や安定的な漁業の営みなどに係る保護管理措置等を推進していくとともに、それらに係る人材の育成を図っていく。
- ・ 各種措置の結果など計画の進捗状況については、情報の公開と共有化を図る。
- ・ 計画の適切な推進のため必要に応じ知床世界遺産地域科学委員会から助言を得る。

(2) 計画期間

計画期間は平成24年度までとし、その後、概ね5年ごとに見直しを行い、必要に応じ所要の変更を行う。

3 今後のスケジュール

- ・ 平成19年12月 道及び環境省において、多利用型統合的の海域管理計画を策定予定
- ・ 平成20年2月 世界遺産委員会から調査団が来日し、本計画の進捗状況を調査する予定